

第二百二十五号議案

仙台市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

仙台市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

仙台市農業委員会の委員の定数等に関する条例（平成四年仙台市条例第四十九号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第八条第二項及び第十八条第二項の規定に基づき、仙台市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

（農業委員会の委員の定数）

第二条 農業委員会の委員の定数は、十九人とする。

（農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数）

第三条 農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、三十四人とする。

附 則

この条例は、平成三十年七月十五日から施行する。

理 由

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるため、現行条例を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二百二十六号議案

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例
例

第一条 特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例（昭和三十一年仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 農業委員会の農地利用最適化推進委員

第六条第二項及び第九条第三項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第十条中「第十六号」を「第十七号」に改める。

第十一条第一項中「第二条第十七号」を「第二条第十八号」に改め、同条第五項中「第十六号」を「第十七号」に改める。

第十四条第一項及び第十六条中「第十六号」を「第十七号」に改める。

第十七条第一項中「第二条第十七号」を「第二条第十八号」に改め、同条第三項中「第十六号」を「第十七号」に改める。

第十八条第一項中「第十六号」を「第十七号」に改める。

別表第二中

農業委員会の 委員	会	会長代理	月額	七八、〇〇〇円
	部	部長	月額	七一、〇〇〇円
	委	委員	月額	六三、〇〇〇円
	農	農地利用最適化推進委員	月額	四〇、〇〇〇円

を

に改める。

第二条 特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項及び第九条第三項中「百分の百五十五」を「百分の百五十七・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から起算して十五日を超えない範囲内において市長が定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定 平成三十年四月一日
- 二 第一条の規定（特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例第六条第二項及び第九条第三項の改正規定を除く。） 平成三十年七月十五日
- 2 第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例（次項において「改正後の条例」という。） 第六条第二項及び第九条第三項の規定は、平成二十九年十二月一日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

理 由

国及び他の地方公共団体の特別職の職員並びに本市の一般職の職員の給与の改定措置等を考慮し議員及び常勤の監査委員等の期末手当の支給割合を改定するとともに、農業委員会等に関する法律の改正に伴い農業委員会の農地利用最適化推進委員の報酬額を定める等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百二十七号議案

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 市長等の給与に関する条例（昭和三十一年仙台市条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「百分の百五十五」を「百分の百五十七・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から起算して十五日を超えない範囲内において市長が定める日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の市長等の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第四条第三項の規定は、平成二十九年十二月一日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の市長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

理由

国及び他の地方公共団体の特別職の職員並びに本市の一般職の職員の給与の改定措置等を考慮し、市長等の期末手当の支給割合を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二百二十八号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年仙台市条例第六十五号)の一部を次のように改正する。
第九条の三第一項第一号中「二十一万六千九百円」を「二十一万七千百円」に改める。

第十条第二項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫
第十条第三項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については一万三千五百円、同項第二号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子、父母等」という。)のうち二人まで(職員に同項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)があるときは、そのうち一人を含む。)についてはそれぞれ六千五百円(職員に扶養親族たる配偶者がある場合においてそのうちに扶養親族たる子があるとき)は七千円、職員に扶養親族でない配偶者がある場合において扶養親族たる子のうち一人については七千円、職員に扶養親族でない配偶者がある場合においてそのうちに扶養親族たる子があるとき)は当該扶養親族たる子のうち一人については七千六百円、職員に配偶者が不在場合においてそのうちに扶養親族たる子があるとき)は当該扶養親族たる子のうち一人については一万二千元、職員に扶養親族でない配偶者がある場合において扶養親族たる子がないとき)は七千円、職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合)は七千円、その他の扶養親族については一人につき六千円とする。

第十一条第一項中「一に該当する」を「いずれかに掲げる」に、「第一号に該当する事実」を「第一号に掲げる事実」に改め、同項第二号中「前条第二項第二号又は第四号」を「扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号」に改める。

第二十条第二項第一号中「百分の八十五」を「百分の九十五」に、「百分の百五」を「百分の百十五」に改め、同項第二号中「百分の四十」を「百分の四十五」に、「百分の五十」を「百分の五十五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表（第五条関係）

職員の 区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,500	245,200	272,100	300,100	329,600	361,900	383,900	405,300
	2	145,600	247,300	274,400	302,400	332,000	364,300	386,200	407,900
	3	146,700	249,400	276,700	304,700	334,400	366,700	388,500	410,500
	4	147,800	251,500	279,000	307,000	336,800	369,100	390,800	413,100
	5	149,100	253,800	281,200	309,400	339,400	371,600	393,300	415,600
	6	150,400	255,900	283,400	311,700	341,700	373,900	395,700	418,100
	7	151,700	258,000	285,600	314,000	344,100	376,200	398,100	420,600
	8	153,000	260,100	287,800	316,300	346,500	378,500	400,500	423,100
	9	154,200	262,300	290,100	318,700	348,800	381,000	402,800	425,700
	10	155,600	264,400	292,400	321,100	351,100	382,900	405,000	428,500
	11	157,000	266,500	294,700	323,500	353,500	384,900	407,200	431,300
	12	158,400	268,600	297,000	325,900	355,900	386,900	409,400	434,100
	13	159,800	270,800	299,200	328,400	358,200	388,800	411,600	436,800
	14	161,600	272,800	301,400	330,900	360,500	390,700	413,900	439,600
	15	163,400	274,800	303,600	333,400	362,800	392,600	416,200	442,400
	16	165,200	276,800	305,800	335,900	365,100	394,500	418,500	445,200
	17	166,900	278,800	308,000	338,400	367,500	396,500	421,000	447,900
	18	169,000	280,800	310,200	340,800	369,500	398,400	423,400	450,600
	19	171,100	282,800	312,400	343,200	371,500	400,300	425,800	453,300
	20	173,200	284,800	314,600	345,600	373,500	402,200	428,200	456,000
	21	175,400	286,800	316,900	348,000	375,400	404,100	430,500	458,700
	22	178,000	288,800	319,100	350,100	377,100	405,800	432,500	461,300
	23	180,600	290,800	321,300	352,200	378,800	407,500	434,500	463,900
	24	183,200	292,800	323,500	354,300	380,500	409,200	436,500	466,500
	25	185,700	294,700	325,700	356,600	382,100	410,900	438,600	469,100
	26	187,800	296,600	327,900	358,300	383,700	412,100	440,300	471,500
	27	189,900	298,500	330,100	360,100	385,300	413,300	442,000	473,900
	28	192,000	300,400	332,300	361,900	386,900	414,500	443,700	476,300
	29	194,000	302,300	334,400	363,600	388,700	415,900	445,600	478,800
	30	196,000	304,100	336,500	364,900	390,300	417,000	447,200	480,800
	31	198,000	305,900	338,600	366,200	391,900	418,100	448,800	482,800
	32	200,000	307,600	340,700	367,400	393,500	419,200	450,400	484,800
	33	202,200	309,500	343,000	368,700	395,000	420,300	451,900	487,000
	34	204,200	311,300	345,000	369,900	396,500	421,300	453,200	488,800
	35	206,200	313,100	347,000	371,100	398,000	422,300	454,500	490,600
	36	208,200	314,900	349,000	372,300	399,500	423,300	455,800	492,400
	37	210,400	316,800	350,900	373,700	401,000	424,200	457,000	494,200
	38	212,400	318,500	352,400	374,700	402,400	425,100	458,000	495,300
	39	214,400	320,200	354,000	375,700	403,800	426,000	459,000	496,400

	40	216,400	321,900	355,600	376,700	405,200	426,900	460,000	497,500
	41	218,500	323,700	357,000	377,800	406,700	428,000	461,100	498,500
	42	220,600	325,300	358,100	378,700	407,800	428,900	462,000	499,300
	43	222,700	326,900	359,200	379,600	408,900	429,800	462,900	500,100
	44	224,800	328,400	360,300	380,500	410,000	430,700	463,800	500,900
	45	227,000	330,100	361,300	381,500	411,100	431,500	464,800	501,900
	46	229,100	331,300	362,200	382,100	411,900	432,300	465,700	502,700
	47	231,200	332,500	363,100	382,700	412,700	433,100	466,600	503,500
	48	233,300	333,700	364,000	383,300	413,500	433,900	467,500	504,300
	49	235,500	334,900	364,800	383,900	414,400	434,600	468,400	505,300
	50	237,700	336,000	365,500	384,400	415,200	435,300	469,100	506,100
	51	239,900	337,100	366,200	385,000	416,000	436,000	469,800	506,900
	52	242,100	338,200	366,900	385,600	416,800	436,700	470,500	507,700
	53	244,300	339,500	367,700	386,100	417,600	437,600	471,400	508,600
	54	246,400	340,300	368,400	386,600	418,300	438,200	472,100	509,400
	55	248,500	341,100	369,100	387,100	419,000	438,800	472,800	510,200
再	56	250,600	341,900	369,800	387,600	419,700	439,400	473,500	511,000
任	57	252,700	342,700	370,600	388,300	420,600	440,200	474,300	511,900
用	58	254,800	343,400	371,200	388,800	421,300	440,800	475,000	512,700
職	59	256,900	344,100	371,800	389,300	422,000	441,400	475,700	513,500
員	60	259,000	344,800	372,400	389,800	422,700	442,000	476,400	514,300
以	61	261,100	345,600	372,900	390,500	423,600	442,700	477,300	515,200
外	62	263,200	346,200	373,500	391,000	424,200	443,300	478,000	516,000
の	63	265,300	346,800	374,100	391,500	424,800	443,900	478,700	516,800
職	64	267,400	347,400	374,700	392,000	425,400	444,500	479,400	517,600
員	65	269,400	348,000	375,200	392,700	426,000	445,200	480,200	518,400
	66	271,400	348,500	375,700	393,200	426,600	445,800	480,800	519,100
	67	273,400	349,000	376,200	393,700	427,200	446,400	481,400	519,900
	68	275,400	349,500	376,700	394,200	427,800	447,000	482,000	520,700
	69	277,600	350,100	377,400	394,800	428,400	447,700	482,700	521,300
	70	279,600	350,600	377,800	395,300	429,000	448,300	483,300	522,100
	71	281,600	351,100	378,200	395,800	429,600	448,900	483,900	522,900
	72	283,600	351,600	378,600	396,300	430,200	449,500	484,500	523,700
	73	285,700	352,200	379,200	396,900	430,800	450,000	485,000	524,400
	74	287,600	352,700	379,600	397,400	431,400	450,300		
	75	289,500	353,200	380,000	397,900	432,000	450,600		
	76	291,400	353,700	380,400	398,400	432,600	450,900		
	77	293,300	354,300	381,000	399,000	433,200	451,100		
	78	295,100	354,800	381,400	399,500	433,800			
	79	296,900	355,300	381,800	400,000	434,400			
	80	298,700	355,800	382,200	400,500	435,000			
	81	300,500	356,400	382,800	401,100	435,600			
	82	302,300	356,900	383,200	401,600	436,100			

83	304,100	357,400	383,600	402,100	436,600				
84	305,900	357,900	384,000	402,600	437,100				
85	307,600	358,300	384,600	403,200	437,600				
86	309,300	358,800	385,000	403,700					
87	311,100	359,300	385,400	404,200					
88	312,900	359,800	385,800	404,700					
89	314,500	360,200	386,400	405,300					
90	316,100	360,600	386,800	405,800					
91	317,700	361,000	387,200	406,300					
92	319,300	361,400	387,600	406,800					
93	320,900	361,900	388,200	407,200					
94	322,100	362,300	388,600	407,700					
95	323,300	362,700	389,000	408,200					
96	324,500	363,100	389,400	408,700					
97	325,700	363,600	390,000	409,200					
98	326,800	364,000	390,300	409,700					
99	327,900	364,400	390,700	410,200					
100	329,000	364,800	391,100	410,700					
101	330,300	365,300	391,400	411,200					
102		365,700	391,700	411,700					
103		366,100	392,000	412,200					
104		366,500	392,300	412,700					
105		366,900	392,600	413,200					
106			392,900						
107			393,200						
108			393,500						
109			393,700						
110			394,000						
111			394,300						
112			394,600						
113			394,800						
114			395,100						
115			395,400						
116			395,700						
117			395,900						
再任用 職員		205,000	237,700	264,700	294,800	314,300	336,300	389,300	437,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第二 消防職給料表（第五条関係）

職員の 区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	153,800	245,200	290,100	318,700	348,800	381,000	402,800	425,700
	2	155,200	247,300	292,400	321,100	351,100	382,900	405,000	428,500
	3	156,600	249,400	294,700	323,500	353,500	384,900	407,200	431,300
	4	158,000	251,500	297,000	325,900	355,900	386,900	409,400	434,100
	5	159,500	253,800	299,200	328,400	358,200	388,800	411,600	436,800
	6	161,300	255,900	301,400	330,900	360,500	390,700	413,900	439,600
	7	163,100	258,000	303,600	333,400	362,800	392,600	416,200	442,400
	8	164,900	260,100	305,800	335,900	365,100	394,500	418,500	445,200
	9	166,900	262,300	308,000	338,400	367,500	396,500	421,000	447,900
	10	169,000	264,400	310,200	340,800	369,500	398,400	423,400	450,600
	11	171,100	266,500	312,400	343,200	371,500	400,300	425,800	453,300
	12	173,200	268,600	314,600	345,600	373,500	402,200	428,200	456,000
	13	175,400	270,800	316,900	348,000	375,400	404,100	430,500	458,700
	14	177,700	272,800	319,100	350,100	377,100	405,800	432,500	461,300
	15	180,000	274,800	321,300	352,200	378,800	407,500	434,500	463,900
	16	182,300	276,800	323,500	354,300	380,500	409,200	436,500	466,500
	17	184,700	278,800	325,700	356,600	382,100	410,900	438,600	469,100
	18	186,600	280,800	327,900	358,300	383,700	412,100	440,300	471,500
	19	188,500	282,800	330,100	360,100	385,300	413,300	442,000	473,900
	20	190,400	284,800	332,300	361,900	386,900	414,500	443,700	476,300
	21	192,500	286,800	334,400	363,600	388,700	415,900	445,600	478,800
	22	194,900	288,800	336,500	364,900	390,300	417,000	447,200	480,800
	23	197,300	290,800	338,600	366,200	391,900	418,100	448,800	482,800
	24	199,700	292,800	340,700	367,400	393,500	419,200	450,400	484,800
	25	202,200	294,700	343,000	368,700	395,000	420,300	451,900	487,000
	26	204,200	296,600	345,000	369,900	396,500	421,300	453,200	488,800
	27	206,200	298,500	347,000	371,100	398,000	422,300	454,500	490,600
	28	208,200	300,400	349,000	372,300	399,500	423,300	455,800	492,400
	29	210,400	302,300	350,900	373,700	401,000	424,200	457,000	494,200
	30	212,400	304,100	352,400	374,700	402,400	425,100	458,000	495,300
	31	214,400	305,900	354,000	375,700	403,800	426,000	459,000	496,400
	32	216,400	307,600	355,600	376,700	405,200	426,900	460,000	497,500
	33	218,800	309,500	357,000	377,800	406,700	428,000	461,100	498,500
	34	220,800	311,300	358,100	378,700	407,800	428,900	462,000	499,300
	35	222,800	313,100	359,200	379,600	408,900	429,800	462,900	500,100
	36	224,800	314,900	360,300	380,500	410,000	430,700	463,800	500,900
	37	227,000	316,800	361,300	381,500	411,100	431,500	464,800	501,900
	38	229,100	318,500	362,200	382,100	411,900	432,300	465,700	502,700
	39	231,200	320,200	363,100	382,700	412,700	433,100	466,600	503,500

	40	233,300	321,900	364,000	383,300	413,500	433,900	467,500	504,300
	41	235,500	323,700	364,800	383,900	414,400	434,600	468,400	505,300
	42	237,700	325,300	365,500	384,400	415,200	435,300	469,100	506,100
	43	239,900	326,900	366,200	385,000	416,000	436,000	469,800	506,900
	44	242,100	328,400	366,900	385,600	416,800	436,700	470,500	507,700
	45	244,400	330,100	367,700	386,100	417,600	437,600	471,400	508,600
	46	246,500	331,400	368,400	386,600	418,300	438,200	472,100	509,400
	47	248,600	332,700	369,100	387,100	419,000	438,800	472,800	510,200
	48	250,700	334,000	369,800	387,600	419,700	439,400	473,500	511,000
	49	252,700	335,200	370,600	388,300	420,600	440,200	474,300	511,900
	50	254,800	336,300	371,200	388,800	421,300	440,800	475,000	512,700
	51	256,900	337,400	371,800	389,300	422,000	441,400	475,700	513,500
	52	259,000	338,500	372,400	389,800	422,700	442,000	476,400	514,300
	53	261,100	339,500	372,900	390,500	423,600	442,700	477,300	515,200
	54	263,200	340,300	373,500	391,000	424,200	443,300	478,000	516,000
	55	265,300	341,100	374,100	391,500	424,800	443,900	478,700	516,800
再	56	267,400	341,900	374,700	392,000	425,400	444,500	479,400	517,600
任	57	269,400	342,700	375,200	392,700	426,000	445,200	480,200	518,400
用	58	271,400	343,400	375,700	393,200	426,600	445,800	480,800	519,100
職	59	273,400	344,100	376,200	393,700	427,200	446,400	481,400	519,900
員	60	275,400	344,800	376,700	394,200	427,800	447,000	482,000	520,700
以	61	277,600	345,600	377,400	394,800	428,400	447,700	482,700	521,300
外	62	279,600	346,200	377,800	395,300	429,000	448,300	483,300	522,100
の	63	281,600	346,800	378,200	395,800	429,600	448,900	483,900	522,900
職	64	283,600	347,400	378,600	396,300	430,200	449,500	484,500	523,700
員	65	285,700	348,000	379,200	396,900	430,800	450,000	485,000	524,400
	66	287,600	348,500	379,600	397,400	431,400	450,300		
	67	289,500	349,000	380,000	397,900	432,000	450,600		
	68	291,400	349,500	380,400	398,400	432,600	450,900		
	69	293,300	350,100	381,000	399,000	433,200	451,100		
	70	295,100	350,600	381,400	399,500	433,800			
	71	296,900	351,100	381,800	400,000	434,400			
	72	298,700	351,600	382,200	400,500	435,000			
	73	300,500	352,200	382,800	401,100	435,600			
	74	302,300	352,700	383,200	401,600	436,100			
	75	304,100	353,200	383,600	402,100	436,600			
	76	305,900	353,700	384,000	402,600	437,100			
	77	307,600	354,300	384,600	403,200	437,600			
	78	309,300	354,800	385,000	403,700				
	79	311,100	355,300	385,400	404,200				
	80	312,900	355,800	385,800	404,700				
	81	314,500	356,400	386,400	405,300				
	82	316,100	356,900	386,800	405,800				

83	317,700	357,400	387,200	406,300				
84	319,300	357,900	387,600	406,800				
85	320,900	358,300	388,200	407,200				
86	322,200	358,800	388,600	407,700				
87	323,500	359,300	389,000	408,200				
88	324,800	359,800	389,400	408,700				
89	326,000	360,200	390,000	409,200				
90	327,100	360,600	390,300	409,700				
91	328,200	361,000	390,700	410,200				
92	329,300	361,400	391,100	410,700				
93	330,300	361,900	391,400	411,200				
94	331,100	362,300	391,700	411,700				
95	331,900	362,700	392,000	412,200				
96	332,700	363,100	392,300	412,700				
97	333,500	363,600	392,600	413,200				
98	334,200	364,000	392,900					
99	334,900	364,400	393,200					
100	335,600	364,800	393,500					
101	336,400	365,300	393,700					
102		365,700	394,000					
103		366,100	394,300					
104		366,500	394,600					
105		366,900	394,800					
106		367,300	395,100					
107		367,700	395,400					
108		368,100	395,700					
109		368,300	395,900					
110		368,700						
111		369,100						
112		369,500						
113		369,700						
再任用 職員	215,100	248,600	277,900	312,600	329,800	353,100	389,300	437,200

備考 この表は、消防職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第三 教育職給料表（第五条関係）

イ 教育職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	152,600	195,800	255,700	331,500	416,500
	2	154,100	197,500	258,400	333,600	418,100
	3	155,600	199,200	261,100	335,700	419,800
	4	157,100	200,900	263,800	337,800	421,500
	5	158,700	202,600	266,700	340,100	423,100
	6	160,500	204,300	269,400	342,200	424,800
	7	162,300	206,000	272,100	344,300	426,500
	8	164,100	207,600	274,800	346,400	428,200
	9	165,800	209,100	277,700	348,400	429,800
	10	167,800	210,900	280,400	350,300	431,500
	11	169,800	212,700	283,100	352,200	433,200
	12	171,800	214,500	285,800	354,100	434,900
	13	173,700	216,200	288,600	356,100	436,500
	14	175,900	218,100	291,300	357,900	438,200
	15	178,100	220,000	294,000	359,700	439,900
	16	180,300	221,900	296,700	361,500	441,600
	17	182,500	223,800	299,400	363,500	443,200
	18	185,000	226,500	302,100	365,200	444,900
	19	187,500	229,200	304,800	366,900	446,600
	20	190,000	231,900	307,500	368,600	448,300
	21	192,400	234,500	310,400	370,400	449,900
	22	194,000	237,300	313,000	372,000	451,500
	23	195,600	240,100	315,600	373,600	453,100
	24	197,200	242,900	318,200	375,200	454,700
	25	198,900	245,700	320,800	376,900	456,500
	26	200,400	248,500	323,100	378,700	458,000
	27	201,900	251,300	325,400	380,500	459,500
	28	203,400	254,100	327,700	382,300	461,000
	29	205,000	256,800	330,100	384,200	462,600
	30	206,600	259,400	332,200	385,900	464,100
	31	208,200	262,000	334,300	387,600	465,600
	32	209,800	264,600	336,400	389,300	467,100
	33	211,500	267,400	338,400	391,000	468,600
	34	213,200	270,000	340,500	392,500	469,400
	35	214,900	272,600	342,600	394,000	470,200
	36	216,600	275,200	344,700	395,500	471,000
	37	218,400	277,800	346,900	396,900	471,800
	38	220,100	280,300	349,000	398,400	472,600

	39	221,800	282,800	351,100	399,900	473,400
	40	223,500	285,300	353,200	401,400	474,200
	41	225,300	288,000	355,300	402,800	475,000
	42	227,000	290,600	357,300	404,200	
	43	228,700	293,200	359,400	405,700	
	44	230,400	295,800	361,500	407,200	
	45	232,200	298,300	363,500	408,600	
	46	233,900	300,800	365,200	410,000	
	47	235,600	303,400	366,900	411,400	
	48	237,300	306,000	368,600	412,800	
	49	239,100	308,500	370,400	414,400	
	50	240,800	310,900	372,000	415,800	
	51	242,500	313,300	373,600	417,200	
	52	244,200	315,700	375,200	418,600	
	53	246,100	318,000	376,900	420,100	
	54	247,800	320,100	378,400	421,500	
再	55	249,500	322,200	379,900	422,900	
任	56	251,200	324,300	381,400	424,300	
用	57	252,800	326,400	383,100	425,800	
職	58	254,400	328,500	384,500	427,200	
員	59	256,000	330,700	385,900	428,600	
以	60	257,600	332,900	387,300	430,000	
外	61	259,200	335,000	388,800	431,500	
の	62	260,800	337,100	390,200	432,900	
職	63	262,400	339,200	391,600	434,300	
員	64	264,000	341,300	393,000	435,700	
	65	265,800	343,400	394,500	437,100	
	66	267,300	345,500	395,600	438,300	
	67	268,800	347,600	396,800	439,500	
	68	270,300	349,700	398,000	440,700	
	69	271,900	351,700	399,100	442,100	
	70	273,300	353,600	400,200	443,300	
	71	274,700	355,500	401,300	444,500	
	72	276,100	357,400	402,400	445,700	
	73	277,500	359,300	403,700	446,800	
	74	278,800	361,000	404,800	447,500	
	75	280,100	362,700	405,900	448,200	
	76	281,400	364,400	407,000	448,900	
	77	282,600	366,000	408,000	449,600	
	78	283,800	367,400	408,900	450,100	
	79	285,000	368,800	409,800	450,600	
	80	286,200	370,200	410,700	451,100	
	81	287,300	371,600	411,800	451,700	

82	288,400	372,800	412,700
83	289,500	374,000	413,600
84	290,600	375,200	414,500
85	291,800	376,600	415,300
86	292,900	377,800	416,200
87	294,000	379,000	417,100
88	295,100	380,200	418,000
89	296,300	381,400	418,800
90	297,300	382,500	419,700
91	298,300	383,600	420,600
92	299,300	384,700	421,500
93	300,300	385,900	422,300
94	301,100	386,900	423,000
95	301,900	387,900	423,700
96	302,700	388,900	424,400
97	303,700	389,900	425,300
98	304,500	390,700	425,800
99	305,300	391,500	426,300
100	306,100	392,300	426,800
101	307,100	393,200	427,300
102	307,900	394,000	427,700
103	308,700	394,800	428,100
104	309,500	395,600	428,500
105	310,400	396,300	428,800
106	311,100	397,000	429,000
107	311,800	397,700	429,300
108	312,500	398,400	429,600
109	313,100	399,200	429,800
110	313,500	399,700	430,100
111	313,900	400,200	430,400
112	314,300	400,700	430,700
113	314,700	401,400	430,900
114	315,100	401,900	431,200
115	315,500	402,400	431,500
116	315,900	402,900	431,800
117	316,400	403,500	432,000
118	316,800	403,900	
119	317,200	404,300	
120	317,600	404,700	
121	318,000	405,200	
122	318,300	405,400	
123	318,600	405,600	
124	318,900	405,800	

125	319,400	406,200			
126	319,600	406,400			
127	319,800	406,600			
128	320,000	406,800			
129	320,300	407,200			
130	320,500	407,400			
131	320,700	407,600			
132	320,900	407,800			
133	321,000	408,000			
134	321,200	408,200			
135	321,400	408,400			
136	321,600	408,600			
137	321,700	408,900			
138	321,900	409,100			
139	322,100	409,300			
140	322,300	409,500			
141	322,400	409,800			
142	322,600	410,000			
143	322,800	410,200			
144	323,000	410,400			
145	323,100	410,700			
146	323,300	410,900			
147	323,500	411,100			
148	323,700	411,300			
149	323,800	411,600			
150	323,900	411,800			
151	324,000	412,000			
152	324,200	412,200			
153	324,300	412,500			
154		412,700			
155		412,900			
156		413,100			
157		413,400			
158		413,600			
159		413,800			
160		414,000			
161		414,300			
162		414,500			
163		414,700			
164		414,900			
165		415,200			
再任用 職員	234,200	276,300	305,500	334,000	419,400

備考

- 1 この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに教育委員会の事務局に勤務する職員で教育委員会が定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	152,600	167,900	255,500	288,400	406,600
	2	154,100	170,000	258,300	291,400	407,900
	3	155,600	172,100	261,100	294,400	409,200
	4	157,100	174,200	263,900	297,400	410,500
	5	158,700	176,200	266,700	300,300	412,000
	6	160,500	178,400	269,500	303,200	413,300
	7	162,300	180,600	272,300	306,100	414,600
	8	164,100	182,800	275,100	309,000	415,900
	9	165,800	185,000	277,900	311,800	417,100
	10	167,800	187,700	280,500	314,500	418,300
	11	169,800	190,400	283,100	317,200	419,500
	12	171,800	193,100	285,700	319,900	420,700
	13	173,700	195,800	288,500	322,700	421,800
	14	175,900	197,500	291,100	324,800	423,000
	15	178,100	199,200	293,700	326,900	424,200
	16	180,300	200,900	296,300	329,000	425,400
	17	182,500	202,600	298,900	331,200	426,500
	18	185,000	204,300	301,500	333,300	427,700
	19	187,500	206,000	304,100	335,400	428,900
	20	190,000	207,600	306,700	337,500	430,100
	21	192,400	209,100	309,500	339,600	431,200
	22	194,000	210,900	312,100	341,700	432,400
	23	195,600	212,700	314,700	343,800	433,600
	24	197,200	214,500	317,300	345,900	434,800
	25	198,900	216,200	320,000	347,900	435,900
	26	200,400	218,100	322,000	349,600	437,100
	27	201,900	220,000	324,000	351,300	438,300
	28	203,400	221,900	326,000	353,000	439,500
	29	205,000	223,900	328,100	354,800	440,600
	30	206,600	226,500	330,100	356,400	441,600
	31	208,200	229,100	332,100	358,000	442,600
	32	209,800	231,700	334,100	359,600	443,600
	33	211,300	234,500	336,100	361,400	444,700
	34	212,900	237,300	338,100	362,900	445,300
	35	214,500	240,100	340,200	364,400	445,900
	36	216,100	242,900	342,300	365,900	446,500
	37	217,800	245,700	344,300	367,300	447,300
	38	219,400	248,500	346,300	368,600	447,900
	39	221,000	251,300	348,300	369,900	448,500

	40	222,600	254,100	350,300	371,200	449,100
	41	224,400	256,800	352,400	372,400	449,800
	42	226,100	259,400	353,800	373,800	
	43	227,800	262,000	355,200	375,200	
	44	229,500	264,600	356,600	376,600	
	45	231,300	267,400	358,100	378,100	
	46	233,000	270,000	359,500	379,400	
	47	234,700	272,600	360,900	380,700	
	48	236,400	275,200	362,300	382,000	
	49	238,200	277,700	363,700	383,500	
	50	239,900	280,300	365,100	384,800	
	51	241,600	282,900	366,500	386,100	
	52	243,300	285,500	367,900	387,400	
	53	245,000	288,000	369,500	388,900	
	54	246,700	290,600	370,900	390,200	
	55	248,400	293,200	372,300	391,500	
再	56	250,100	295,800	373,700	392,800	
任	57	251,700	298,400	375,300	394,000	
用	58	253,200	300,900	376,300	395,100	
職	59	254,700	303,400	377,300	396,300	
員	60	256,200	305,900	378,300	397,500	
以	61	257,600	308,500	379,500	398,600	
外	62	259,100	310,800	380,500	399,700	
の	63	260,600	313,100	381,500	400,800	
職	64	262,100	315,400	382,500	401,900	
員	65	263,700	317,900	383,700	403,200	
	66	265,200	320,000	384,700	404,200	
	67	266,700	322,100	385,700	405,200	
	68	268,200	324,200	386,700	406,200	
	69	269,800	326,300	387,800	407,100	
	70	271,200	328,400	388,800	408,000	
	71	272,600	330,500	389,800	408,900	
	72	274,000	332,600	390,800	409,800	
	73	275,400	334,800	392,000	410,900	
	74	276,600	336,900	392,700	411,600	
	75	277,800	339,000	393,400	412,300	
	76	279,000	341,100	394,100	413,000	
	77	280,300	343,200	394,700	413,600	
	78	281,500	345,000	395,400	414,100	
	79	282,700	346,800	396,100	414,600	
	80	283,900	348,600	396,800	415,100	
	81	285,000	350,500	397,400	415,700	
	82	286,100	352,100	398,100	416,100	

83	287,200	353,700	398,800	416,500
84	288,300	355,300	399,500	416,900
85	289,300	357,000	400,100	417,300
86	290,300	358,300	400,800	417,700
87	291,300	359,600	401,500	418,100
88	292,300	360,900	402,200	418,500
89	293,200	362,200	402,800	418,900
90	293,900	363,400	403,200	419,300
91	294,600	364,600	403,600	419,700
92	295,300	365,800	404,000	420,100
93	295,900	367,000	404,400	420,400
94	296,400	368,000	404,800	420,800
95	296,900	369,000	405,200	421,200
96	297,400	370,000	405,600	421,600
97	298,100	371,100	406,000	421,900
98	298,700	371,900	406,400	
99	299,300	372,700	406,800	
100	299,900	373,500	407,200	
101	300,400	374,500	407,600	
102	300,700	375,300	408,000	
103	301,000	376,100	408,400	
104	301,300	376,900	408,800	
105	301,600	377,600	409,100	
106	301,800	378,300	409,400	
107	302,000	379,000	409,700	
108	302,200	379,700	410,000	
109	302,300	380,500	410,400	
110	302,400	381,200	410,700	
111	302,600	381,900	411,000	
112	302,800	382,600	411,300	
113	302,900	383,300	411,700	
114	303,100	384,000	412,000	
115	303,300	384,700	412,300	
116	303,500	385,400	412,600	
117	303,600	386,000	413,000	
118	303,700	386,500	413,300	
119	303,800	387,000	413,600	
120	303,900	387,500	413,900	
121	304,200	388,000	414,100	
122	304,300	388,500		
123	304,400	389,000		
124	304,500	389,500		
125	304,800	390,000		

126	390,400
127	390,800
128	391,200
129	391,800
130	392,200
131	392,600
132	393,000
133	393,300
134	393,600
135	393,900
136	394,200
137	394,500
138	394,800
139	395,100
140	395,400
141	395,700
142	396,000
143	396,200
144	396,500
145	396,600
146	396,900
147	397,200
148	397,500
149	397,700
150	398,000
151	398,300
152	398,600
153	398,800
154	399,100
155	399,400
156	399,700
157	399,900
158	400,200
159	400,500
160	400,800
161	401,000
162	401,300
163	401,600
164	401,900
165	402,100
166	402,400
167	402,700
168	403,000

	169		403,200			
	170		403,500			
	171		403,800			
	172		404,100			
	173		404,300			
再任用 職員		224,300	273,000	300,400	327,300	409,300

備考

- この表は、幼稚園、小学校、中学校及び中等教育学校に勤務する校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに教育委員会の事務局に勤務する職員で教育委員会が定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第四 医療職給料表（第五条関係）

イ 医療職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	296,400	370,100	406,700	470,400	492,400
	2	299,500	373,000	409,600	472,400	494,300
	3	302,600	375,900	412,500	474,500	496,200
	4	305,700	378,800	415,400	476,600	498,100
	5	308,800	381,700	418,200	478,600	500,000
	6	311,900	384,500	420,900	480,500	501,800
	7	315,000	387,300	423,600	482,400	503,600
	8	318,100	390,100	426,300	484,300	505,400
	9	321,100	393,000	429,000	486,400	507,300
	10	324,200	395,700	431,400	488,300	509,100
	11	327,300	398,400	433,900	490,200	510,900
	12	330,400	401,100	436,400	492,100	512,700
	13	333,600	403,700	438,800	494,000	514,500
	14	336,600	406,300	441,000	495,600	516,300
	15	339,600	408,900	443,200	497,200	518,100
	16	342,600	411,500	445,400	498,800	519,900
	17	345,700	414,200	447,700	500,400	521,900
	18	348,700	416,600	449,800	501,800	523,700
	19	351,700	419,000	451,900	503,200	525,500
	20	354,700	421,400	454,000	504,600	527,300
	21	357,800	423,900	456,100	505,900	529,200
	22	360,800	426,300	458,100	507,200	530,900
	23	363,800	428,700	460,100	508,500	532,600
	24	366,800	431,100	462,100	509,800	534,300
	25	369,700	433,600	464,100	511,000	536,100
	26	372,400	435,800	466,000	512,200	537,800
	27	375,100	438,000	467,900	513,400	539,500
	28	377,800	440,200	469,800	514,600	541,200
	29	380,600	442,500	471,900	515,900	542,800
	30	383,100	444,600	473,800	517,100	544,400
	31	385,600	446,800	475,700	518,300	546,100
	32	388,100	449,000	477,600	519,500	547,800
	33	390,700	451,100	479,500	520,700	549,400
	34	392,800	453,200	481,300	521,900	551,000
	35	394,900	455,300	483,100	523,100	552,600
	36	397,000	457,400	484,900	524,300	554,200
	37	399,200	459,500	486,800	525,500	556,000
	38	400,900	461,500	488,500	526,700	557,600

	39	402,600	463,500	490,200	527,900	559,200
	40	404,300	465,500	491,900	529,100	560,800
	41	405,900	467,500	493,800	530,400	562,600
	42	407,200	469,300	495,100	531,600	564,200
	43	408,500	471,100	496,400	532,800	565,800
	44	409,800	472,900	497,700	534,000	567,400
	45	411,100	474,600	499,000	535,300	569,200
	46	412,300	476,300	500,200	536,500	570,800
	47	413,500	478,000	501,400	537,700	572,400
	48	414,700	479,700	502,600	538,900	574,000
	49	415,900	481,600	503,900	540,100	575,800
	50	417,000	482,900	505,000	541,300	577,400
	51	418,100	484,200	506,100	542,500	579,000
	52	419,200	485,500	507,200	543,700	580,600
	53	420,300	487,000	508,500	544,900	582,300
	54	421,200	488,200	509,500	546,100	583,900
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	55	422,100	489,400	510,500	547,300	585,500
	56	423,000	490,600	511,500	548,500	587,100
	57	423,800	491,900	512,400	549,600	588,600
	58	424,600	493,000	513,400	550,800	590,000
	59	425,400	494,100	514,400	552,000	591,400
	60	426,200	495,200	515,400	553,200	592,800
	61	427,000	496,500	516,300	554,300	594,300
	62	427,700	497,500	517,300	555,400	595,600
	63	428,400	498,500	518,300	556,500	596,900
	64	429,100	499,500	519,300	557,600	598,200
	65	429,700	500,400	520,200	558,900	599,700
	66	430,300	501,200	521,200	559,900	600,800
	67	430,900	502,000	522,200	560,900	601,900
	68	431,500	502,800	523,200	561,900	603,000
	69	432,300	503,600	524,100	562,900	604,300
	70	432,900	504,400	525,100	563,800	605,400
71	433,500	505,200	526,100	564,700	606,500	
72	434,100	506,000	527,100	565,600	607,600	
73	434,700	506,700	528,000	566,600	608,700	
74	435,300	507,400	528,900	567,500		
75	435,900	508,100	529,800	568,400		
76	436,500	508,800	530,700	569,300		
77	437,000	509,700	531,800	570,200		
78		510,400	532,700	571,100		
79		511,100	533,600	572,000		
80		511,800	534,500	572,900		
81		512,700	535,500	574,000		

82			513,400	536,400	574,900	
83			514,100	537,300	575,800	
84			514,800	538,200	576,700	
85			515,600	539,200	577,800	
86			516,300	540,100	578,700	
87			517,000	541,000	579,600	
88			517,700	541,900	580,500	
89			518,600	542,800	581,600	
90			519,300	543,600		
91			520,000	544,400		
92			520,700	545,200		
93			521,600	546,100		
94			522,300	546,900		
95			523,100	547,700		
96			523,900	548,500		
97			524,600	549,300		
98			525,300			
99			526,100			
100			526,900			
101			527,600			
102			528,400			
103			529,200			
104			530,000			
105			530,500			
106			531,300			
107			532,100			
108			532,900			
109			533,600			
再任用 職員		294,900	347,000	398,000	465,500	509,500

備考 この表は、保健所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	169,800	208,000	250,300	282,600	341,300	370,600	390,100
	2	171,600	209,600	252,200	284,500	343,400	372,400	392,100
	3	173,400	211,200	254,100	286,400	345,600	374,300	394,100
	4	175,200	212,800	256,000	288,300	347,800	376,200	396,100
	5	177,100	214,300	258,000	290,400	349,900	378,000	398,200
	6	179,000	215,900	260,000	292,300	352,000	379,800	400,200
	7	180,900	217,500	262,000	294,200	354,100	381,600	402,200
	8	182,800	219,100	264,000	296,100	356,200	383,400	404,200
	9	184,600	220,700	265,900	298,100	358,400	385,100	406,400
	10	186,700	222,300	267,800	300,100	360,400	386,900	408,400
	11	188,800	223,900	269,700	302,100	362,400	388,700	410,400
	12	190,900	225,500	271,600	304,100	364,400	390,500	412,400
	13	192,900	227,200	273,700	306,200	366,400	392,400	414,400
	14	194,900	228,900	275,600	308,200	368,300	394,200	415,900
	15	196,900	230,600	277,500	310,200	370,200	396,000	417,400
	16	198,900	232,300	279,400	312,200	372,100	397,800	418,900
	17	201,000	234,000	281,500	314,300	374,100	399,700	420,300
	18	202,600	236,000	283,400	316,500	376,000	401,400	421,400
	19	204,200	238,000	285,300	318,700	377,900	403,100	422,500
	20	205,800	240,000	287,200	320,900	379,800	404,800	423,600
	21	207,300	242,000	289,100	323,200	381,700	406,400	424,700
	22	208,900	243,900	291,100	325,400	383,500	407,700	425,600
	23	210,500	245,900	293,100	327,600	385,300	409,000	426,500
	24	212,100	247,900	295,100	329,800	387,100	410,300	427,400
	25	213,900	249,800	297,000	332,000	389,100	411,800	428,400
	26	215,500	251,800	298,900	334,300	390,600	412,800	429,300
	27	217,100	253,800	300,800	336,600	392,100	413,900	430,200
	28	218,700	255,800	302,700	338,900	393,600	415,000	431,100
	29	220,400	257,700	304,700	341,100	395,300	416,000	432,100
	30	221,900	259,600	306,700	343,300	396,600	416,900	433,000
	31	223,400	261,500	308,700	345,500	397,900	417,800	433,900
	32	224,900	263,400	310,700	347,700	399,200	418,700	434,800
	33	226,600	265,200	312,600	350,100	400,500	419,700	435,800
	34	228,300	267,000	314,500	352,000	401,400	420,600	436,700
	35	230,000	268,800	316,400	353,900	402,300	421,500	437,600
	36	231,700	270,600	318,300	355,800	403,200	422,400	438,500
	37	233,400	272,600	320,200	357,700	404,100	423,400	439,400
	38	235,300	274,400	322,100	359,100	405,000	424,300	440,300
	39	237,200	276,200	324,000	360,500	405,900	425,200	441,200

	40	239,100	278,000	325,900	361,900	406,800	426,100	442,100
	41	240,900	279,700	327,900	363,300	407,600	427,000	443,000
	42	242,800	281,500	329,600	364,600	408,500	427,800	443,900
	43	244,700	283,300	331,300	365,900	409,400	428,600	444,800
	44	246,600	285,100	333,000	367,200	410,300	429,400	445,700
	45	248,500	287,000	334,700	368,700	411,100	430,400	446,600
	46	250,400	288,800	336,200	369,900	412,000	431,200	447,500
	47	252,300	290,600	337,800	371,100	412,900	432,000	448,400
	48	254,200	292,400	339,400	372,300	413,800	432,800	449,300
	49	256,200	294,200	340,900	373,500	414,600	433,500	450,200
	50	258,000	296,000	342,100	374,300	415,500	434,300	451,100
	51	259,800	297,800	343,300	375,100	416,400	435,100	452,000
	52	261,600	299,600	344,500	375,900	417,300	435,900	452,900
	53	263,400	301,400	345,800	376,700	418,100	436,600	453,800
	54	265,100	303,100	347,000	377,500	418,800	437,400	454,700
	55	266,800	304,900	348,200	378,300	419,500	438,200	455,600
再	56	268,500	306,700	349,400	379,100	420,200	439,000	456,500
任	57	270,400	308,400	350,800	379,800	421,100	439,700	457,400
用	58	272,100	310,200	352,000	380,500	421,800	440,500	458,300
職	59	273,800	312,000	353,200	381,300	422,500	441,300	459,200
員	60	275,500	313,800	354,400	382,100	423,200	442,100	460,100
以	61	277,200	315,600	355,500	382,800	424,100	442,800	461,000
外	62	278,900	317,300	356,400	383,600	424,800	443,600	461,800
の	63	280,600	319,000	357,300	384,400	425,500	444,400	462,600
職	64	282,300	320,700	358,200	385,200	426,200	445,200	463,400
員	65	284,200	322,600	359,300	385,900	427,100	445,900	464,200
	66	285,800	324,300	360,100	386,700	427,800	446,700	465,000
	67	287,500	326,000	360,900	387,500	428,500	447,500	465,800
	68	289,200	327,700	361,700	388,300	429,200	448,300	466,600
	69	290,800	329,300	362,700	389,000	430,100	448,800	467,500
	70	292,400	330,600	363,400	389,800	430,800	449,500	
	71	294,000	332,000	364,100	390,600	431,500	450,200	
	72	295,600	333,400	364,800	391,400	432,200	450,900	
	73	297,400	334,700	365,600	392,100	433,100	451,600	
	74	299,000	336,100	366,300	392,800	433,800		
	75	300,600	337,500	367,000	393,500	434,500		
	76	302,200	338,900	367,700	394,200	435,200		
	77	303,700	340,400	368,600	395,100	435,900		
	78	305,300	341,700	369,300	395,800	436,600		
	79	306,900	343,000	370,000	396,500	437,300		
	80	308,500	344,300	370,700	397,200	438,000		
	81	310,200	345,600	371,600	398,100	438,900		
	82	311,700	346,700	372,300	398,800			

83	313,200	347,800	373,000	399,500
84	314,700	348,900	373,700	400,200
85	316,100	350,000	374,600	401,100
86	317,400	350,800	375,300	401,800
87	318,700	351,600	376,000	402,500
88	320,000	352,400	376,700	403,200
89	321,200	353,300	377,600	404,000
90	322,400	354,000	378,300	404,700
91	323,600	354,700	379,000	405,400
92	324,800	355,400	379,700	406,100
93	325,900	356,200	380,500	406,900
94	327,100	356,900	381,200	407,600
95	328,300	357,600	381,900	408,300
96	329,500	358,300	382,600	409,000
97	330,900	359,100	383,400	409,800
98	332,100	359,800	384,100	410,500
99	333,300	360,500	384,800	411,200
100	334,500	361,200	385,500	411,900
101	335,600	362,000	386,300	412,500
102	336,700	362,700	387,000	413,200
103	337,800	363,400	387,700	413,900
104	338,900	364,100	388,400	414,600
105	340,000	364,900	389,200	415,400
106	341,000	365,600	389,900	
107	342,000	366,300	390,600	
108	343,000	367,000	391,300	
109	344,000	367,800	392,100	
110	344,900	368,500	392,800	
111	345,800	369,200	393,500	
112	346,700	369,900	394,200	
113	347,600	370,700	394,600	
114	348,500	371,400	395,200	
115	349,400	372,100	395,800	
116	350,300	372,800	396,400	
117	351,300	373,600	396,900	
118	352,200	374,300	397,400	
119	353,100	375,000	397,900	
120	354,000	375,700	398,400	
121	355,000	376,500	399,100	
122	355,900	377,200	399,600	
123	356,800	377,900	400,100	
124	357,700	378,600	400,600	
125	358,500	379,400	401,300	

	126	359,300	380,100	401,800				
	127	360,100	380,800	402,300				
	128	360,900	381,500	402,800				
	129	361,600	382,300	403,500				
	130	362,300	383,000					
	131	363,000	383,700					
	132	363,700	384,400					
	133	364,400	385,100					
	134	365,100	385,800					
	135	365,800	386,500					
	136	366,500	387,200					
	137	367,200	387,900					
	138	367,900						
	139	368,600						
	140	369,300						
	141	370,000						
	142	370,700						
	143	371,400						
	144	372,100						
	145	372,800						
再任用 職員		234,500	263,500	269,000	279,200	307,300	348,600	379,200

備考 この表は、保健所、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第六教員特殊業務手当の項第一号中「生徒若しくは幼児」を「幼児、児童若しくは生徒」に改め、同項第二号中「生徒若しくは幼児」を「幼児、児童若しくは生徒」ひ「生徒を」を「児童若しくは生徒」に改め、同項第三号中「生徒又は幼児」を「幼児、児童又は生徒」に改め、同項第四号中「生徒」を「児童若しくは生徒」に改める。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十条第三項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第一号又は第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき六千五百円、同項第二号に該当する扶養親族（次項及び次条において「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円とする。

第十一条第一項中「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第三号及び第四号を削り、同条第三項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合
二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

三 職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第二十条第二項第一号中「百分の九十五」を「百分の九十」に、「百分の百十五」を「百分の百十」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の四十二・五」に、「百分の五十五」を「百分の五十二・五」に改める。

第二十条の三中「及びこれに対する地域手当」を「これに対する地域手当及びへき地手当（これに準ずる手当を含む。）の月額並びに初任給調整手当」に改める。

附則第四十三項を削る。

別表第一再任用職員の項中「237,700」を「245,600」に改める。

別表第五イの表2級の項中

「2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務」を

「2 専門員の職務

3 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から起算して十五日を超えない範囲内において市長が定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第六項の規定 平成三十年一月一日
- 二 附則第七項の規定 平成三十年二月一日
- 三 第二条並びに附則第四項及び第八項の規定 平成三十年四月一日
- 2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）の規定（改正後の条例第二十条第二項の規定を除く。）は平成二十九年四月一日から、改正後の条例第二十条第二項の規定は同年十二月一日から適用する。
（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
（扶養手当に関する経過措置）

- 4 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第十条第三項及び第十一条の規定の適用については、同項中「又は第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき六千五百円、同項第二号に該当する扶養親族（次項及び次条において「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円」とあるのは「に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については一万円、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき八千五百円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については一万円）、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき六千五百円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち一人については九千五百円）」と、同条第一項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、「二 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「三 扶養親族たる子又は
四 扶養親族たる子又は
の要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第一号に該当する場合を除く。）は扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」

と、同条第三項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受
」

けている職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これら

の」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

（人事委員会規則への委任）

5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（市町村立学校職員給与負担法の改正に伴う経過措置を定める条例の一部改正）

6 市町村立学校職員給与負担法の改正に伴う経過措置を定める条例（平成二十九年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「一万五千元」を「一万三千元」に、「一万六千五百円」を「一万四千五百円」に改める。

7 市町村立学校職員給与負担法の改正に伴う経過措置を定める条例の一部を次のように改正する。

第七条中「一万三千元」を「一万四千八百円」に、「一万四千五百円」を「一万六千三百円」に改める。

8 市町村立学校職員給与負担法の改正に伴う経過措置を定める条例の一部を次のように改正する。

第七条中「一万四千八百円」を「六千九百円」に、「一万六千三百円」を「八千四百円」に改める。

理 由

人事委員会の市議会及び市長に対する職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与の改定措置等を考慮し職員の給料及び扶養手当の額、初任給調整手当の限度額並びに勤勉手当の支給割合を改定する等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二百二十九号議案

仙台市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

仙台市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

仙台市中央卸売市場業務条例（昭和四十六年仙台市条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表一の表冷蔵庫使用料の項中「一、六一七、四〇八円」を「六七五、〇〇〇円」に改め、同表製氷施設使用料の項中「三二六、五九二円」を「一、一〇八、〇〇〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、市長が定める日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表一の表の規定は、この条例の施行の日以後の日における使用に係る使用料について適用し、同日前の日における使用に係る使用料については、なお従前の例による。

理 由

中央卸売市場本場の冷蔵庫及び製氷施設に係る使用料の上限額を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百三十号議案

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和六十二年仙台市条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二錦ヶ丘東地区整備計画区域低層一般住宅地区の項中「低層一般住宅地区」を「低層一般住宅A地区」に改め、同項の次に次のように加える。

低層一般住宅B地区	次に掲げる建築物（専らその用途に供する建築物及びこれに附属する建築物に限る。）以外の建築物	200平方メートル	すべての道路（隅切を除く。）	1.5メートル以上
			すべての緑道（隅切を除く。）	
区	ア 住宅	すべての道路の隅切 すべての緑道の隅切 すべての隣地		1.3メートル以上
	イ 兼用住宅			
	ウ 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋			
	エ 集会所			
	オ 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの			
	カ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの			
	キ 診療所			

別表第九錦ヶ丘東地区整備計画区域の項中

「低層専用住宅地区 低層一般住宅地区」	を	「低層専用住宅地区 低層一般住宅A地区 低層一般住宅B地区」	に改める。
------------------------	---	--------------------------------------	-------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

錦ヶ丘東地区計画の区域内の建築物に関する制限の内容を変更するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 131 号議案

工事請負契約の締結に関する件の一部変更に関する件

平成28年10月11日付けで議決を得た仙台市東部復興道路整備事業蒲生東通1号線外3線道路新設改良工事（岡田新浜工区・その3）に係る工事請負契約の締結に関する件の一部を次のとおり変更することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議決を求める。

原契約金額	金 1,014,120,000円
変更契約金額	金 1,101,852,720円
増加金額	金 87,732,720円

第 132 号議案

工事請負契約の締結に関する件の一部変更に関する件

平成28年10月11日付けで議決を得た仙台市東部復興道路整備事業蒲生東通1号線外3線道路新設改良工事（岡田新浜工区・その4）に係る工事請負契約の締結に関する件の一部を次のとおり変更することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議決を求める。

原契約金額	金 486,000,000円
変更契約金額	金 656,888,400円
増加金額	金 170,888,400円

第 133 号議案

工事請負契約の締結に関する件の一部変更に関する件

平成28年12月20日付けで議決を得た仙台市東部復興道路整備事業蒲生東通1号線外3線道路新設改良工事（岡田新浜工区・その5）に係る工事請負契約の締結に関する件の一部を次のとおり変更することにつき，議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により，議決を求める。

原契約金額	金 1,166,400,000円
変更契約金額	金 1,365,570,360円
増加金額	金 199,170,360円

第 134 号議案

財産の取得に関する件

次の財産を取得することにつき、仙台市財産条例第 2 条の規定により、議決を求める。

所 在	種 類	構 造	延床面積	金 額	備 考
仙台市宮城野 区原町二丁目 6 番 1 号	建物	鉄筋コンクリート 造 4 階建て	平方メートル 915	円 205,869,789	仙台市立原町小学校 校舎

第 136 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
仙台市黒松児童館	仙台市青葉区大町二丁目12番1号 公益財団法人仙台ひと・まち交流財団	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
仙台市西多賀児童館		
仙台市西山児童館	仙台市青葉区立町9番7号 特定非営利活動法人仙台YMCAファミリー センター	

第 137 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
仙台市若林体育館	仙台市青葉区錦町一丁目3番9号 公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで

第 138 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
海岸公園の一部（運動広場及びパークゴルフ場を含む。）	仙台市宮城野区五輪一丁目3番35号 公益財団法人仙台市公園緑地協会	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
海岸公園の一部（馬術場を含む。）	大阪府羽曳野市河原城991番地 株式会社乗馬クラブクレイン	
海岸公園の一部（冒険広場及びキャンプ場を含む。）	仙台市青葉区国分町三丁目8番17号 冒険あそび場せんだいみやぎネットワーク・ 東洋緑化共同企業体	

第 139 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
仙台市泉岳自然ふれあい館	東京都中央区銀座四丁目12番15号 株式会社オーエンス	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで

第 140 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
仙台市若林図書館	東京都中野区弥生町二丁目8番15号 株式会社ヴィアックス	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで

第 141 号議案

町の区域を新たに画する件

本市の町の区域を次のとおり新たに画することにつき、地方自治法第260条第1項の規定により、議決を求める。

1 仙台市荒井西土地区画整理事業施行地区内について行うもの

新たに画する町名	左の区域に包含される区域	
	町名又は字名	地番
なないろの里一丁目	かすみ町	7の6, 7の19, 7の20の一部
	蒲町字南	1の1から1の6までの各一部, 2の1の一部, 2の2の一部, 3の1の一部, 47の1, 47の2の一部, 47の3から47の5まで, 48から53まで, 54の一部, 59から61までの各一部, 64の一部
	南小泉字梅木	3の1から3の10までの各一部, 4の1から4の7まで, 5の1から5の8まで, 6の1, 6の2, 7の1から7の8まで, 8の1から8の4まで, 9の1から9の4まで, 10, 11の1から11の5まで, 12, 13の1から13の4まで, 14の1から14の3まで, 15の1, 15の2の一部, 36の1, 36の2の一部, 37の1から37の6まで, 38の1から38の8まで, 39の1から39の5まで, 40, 41, 42の1から42の3まで, 48の1から48の6まで, 49の2から49の4まで, 50の1, 50の2, 51の1, 51の2, 52の1から52の6まで, 53の1, 53の2の一部, 53の3から53の7まで, 72の1の一部, 72の2の一部, 73, 74の1, 74の2, 77の一部, 78の一部, 81から83までの各一部, 84, 85の一部, 99から103までの各一部
なないろの里二丁目	荒井字梅ノ木	10, 15, 15の3, 18の1, 18の3から18の11まで, 19の2, 19の3, 20, 21の1, 21の2, 22, 23の1から23の5まで, 23の7, 23の8, 24, 25の1, 25の2, 26, 27, 28の1から28の8まで, 29の1, 29の2, 30, 31の1, 31の2, 32の1, 32の2, 33の1, 33の2, 34の1から34の7まで, 35の1, 35の2, 36の1, 36の2, 37の2, 41の2, 77の2, 78の2, 79の1, 79の2, 80の1, 80の2, 81の2,

		101, 102の1, 102の2, 103, 104の1, 104の2, 105, 106の1, 106の2, 107, 108の1から108の3まで, 109の1, 109の2, 110の1から110の3まで, 111, 112の一部, 113の一部, 114の1, 114の2の一部, 115の1の一部, 115の2から115の9まで, 116の一部, 117の1の一部, 117の2, 117の3の一部, 117の4, 117の5, 118の一部, 119の一部, 151から156まで, 157の一部, 158の4の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である公有地の全部
	荒井字札屋敷	48の2の一部, 50の3, 118から124まで, 126の1, 127から129まで及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部
	蒲町	805の2, 805の3, 857の3の一部
	蒲町字南	7の1の一部, 7の2の一部, 7の7の一部, 18の一部, 19, 20の1, 20の2, 21の1, 21の2, 22から24まで, 25の1, 25の2, 26の1, 26の2, 27, 28の1, 28の2, 29の1, 29の2, 30の1, 30の2, 31, 32の1, 32の2, 33の1, 33の2, 34の1, 34の2, 35, 36の1, 36の2, 37, 38, 39の1から39の3まで, 40, 41の1, 41の2, 42の1, 42の2, 43, 44の1から44の3まで, 45の1, 45の2, 46の1から46の4まで, 47の2の一部, 59から61までの各一部, 64の一部, 65の3の一部, 65の4の一部, 68の一部, 69から78まで
	長喜城字鉄砲前	1の2
	南小泉字梅木	15の2の一部, 16の1から16の3までの各一部, 17から19までの各一部, 20の1から20の4までの各一部, 21の1の一部, 21の2の一部, 22の1の一部, 22の2の一部, 23の1の一部, 23の2の一部, 24の1の一部, 24の2の一部, 25の一部, 26の一部, 86の1の一部, 86の2の一部, 90, 91の一部
なないろの里三丁目	荒井字梅ノ木	60の3, 112の一部, 113の一部, 114の2の一部, 115の1の一部, 116の一部, 117の1の一部, 117の3の一部, 118の一部, 119の一部, 120の1, 120の2, 121の1, 121の2, 122, 123の1, 123の2, 124の1から124の4まで, 125, 126の1, 126の2, 127の1から127の5まで, 128の1から128の4まで, 129の1から129の3まで, 130, 131の1,

	131の2, 132の1, 132の2, 133の1から133の3まで, 134から138まで, 139の1, 139の2, 157の一部, 158の3, 158の4の一部, 159の3, 160, 161, 162の2, 163から165まで
南小泉字梅木	15の2の一部, 16の1から16の3までの各一部, 17から19までの各一部, 20の1から20の4までの各一部, 21の1の一部, 21の2の一部, 22の1の一部, 22の2の一部, 23の1の一部, 23の2の一部, 24の1の一部, 24の2の一部, 25の一部, 26の一部, 27の1, 27の2, 28, 29の1, 29の2, 30の1, 30の2, 31, 32, 33の1, 33の2, 34, 35の1から35の3まで, 36の2の一部, 53の2の一部, 54の1, 54の2, 55, 56の1, 56の2, 57の1, 57の2, 58の1, 58の2, 59の1, 59の2, 60の1から60の5まで, 61の1から61の7まで, 62の1から62の4まで, 63, 64, 65の1から65の3まで, 66の1から66の6まで, 67, 68の1, 68の2, 69, 70, 71の1, 71の2, 72の1の一部, 72の2の一部, 82の一部, 83の一部, 85の一部, 86の1の一部, 86の2の一部, 87, 88の2, 89, 91の一部, 92から96まで, 98, 99から103までの各一部

備考 地番は平成29年9月26日現在のもの

2 仙台市荒井西土地区画整理事業施行地区隣接地について行うもの

新たに画する町名	左の区域に包含される区域	
	町名	地番
なないろの里二丁目	荒井一丁目	7の14から7の17まで, 9の5, 63から65まで, 69から73まで

備考 地番は平成29年9月26日現在のもの

第 142 号議案

町の区域の変更に関する件

本市の町の区域を次のとおり変更することにつき、地方自治法第260条第1項の規定により、議決を求める。

1 仙台市荒井西土地区画整理事業施行地区内について行うもの

区域を変更する町名	左の区域に編入される区域	
	町名又は字名	地番
荒井一丁目	荒井字札屋敷	44の1, 48の2の一部, 48の3及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部
	蒲町	806の3, 857の3の一部
	蒲町字南	7の1の一部, 7の2の一部, 7の5, 7の6, 7の7の一部, 7の8, 8の1, 8の2, 8の5, 9の1, 9の3, 10の1, 10の3, 11の1, 11の2, 12, 13の1から13の3まで, 14, 15の1から15の5まで, 16の1から16の5まで, 17の1から17の7まで, 18の一部, 65の3の一部, 65の4の一部, 66の2, 67, 68の一部
かすみ町	南小泉字梅木	3の1から3の10までの各一部, 77の一部, 78の一部, 81の一部, 83の一部
蒲町	蒲町字南	1の1から1の6までの各一部, 2の1の一部, 2の2の一部, 3の1の一部, 3の2, 3の3, 4, 54の一部, 59から61までの各一部, 62, 64の一部
	南小泉字梅木	77の一部, 78の一部

備考 地番は平成29年9月26日現在のもの

2 仙台市荒井西土地区画整理事業施行地区隣接地について行うもの

区域を変更する町名	左の区域に編入される区域	
	字名	地番
荒井一丁目	蒲町字南	7の3, 7の4, 8の3, 8の4, 9の2, 10の2, 65の1, 65の2, 66の1
かすみ町	南小泉字梅木	43

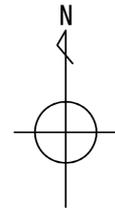
備考 地番は平成29年9月26日現在のもの

第 143 号議案

住居表示を実施する市街地の区域及び 住居表示の方法の決定に関する件

本市における住居表示を実施する市街地の区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法を街区方式とすることにつき、住居表示に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議決を求める。

別 図



区 域 ———

第 144 号議案

当せん金付証券の発売限度額に関する件

本市が平成30年度において発売することができる当せん金付証券の限度額を85億円とすることにつき、当せん金付証券法第4条第1項の規定により、議決を求める。

第 145 号議案

市道路線の認定及び廃止に関する件

市道の路線を次のとおり認定し、及び廃止することにつき、道路法第 8 条第 2 項（同法第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、議決を求める。

1 認定するもの

路 線 名	起 終 点
元 寺 小 路 福 室（その 9）線	仙台市宮城野区五輪一丁目307番 9 同 银杏町401番11
五 輪 宮 城 野 線	仙台市宮城野区五輪二丁目 1 番 1 同 宮城野二丁目324番 2
宮 城 野 二 丁 目 4 号 線	仙台市宮城野区宮城野二丁目15番 4 同 237番 3
五 輪 一 丁 目 1 号 線	仙台市宮城野区五輪二丁目101番 同 101番 3
五 輪 一 丁 目 2 号 線	仙台市宮城野区五輪一丁目241番 7 同 222番 3
宮 城 野 原 駅 前 線	仙台市宮城野区宮城野二丁目302番 5 同 301番36
宮 城 野 三 丁 目 1 号 線	仙台市宮城野区宮城野二丁目301番45 同 宮城野三丁目250番 9
五 輪 一 丁 目 3 号 線	仙台市宮城野区五輪一丁目191番11 同 85番 4
五 輪 一 丁 目 4 号 線	仙台市宮城野区五輪一丁目307番 7 同 307番 8
五 輪 一 丁 目 5 号 線	仙台市宮城野区五輪一丁目97番 1 同 95番 7
五 輪 一 丁 目 宮 城 野 二 丁 目 線	仙台市宮城野区五輪一丁目252番 1 同 宮城野二丁目234番 5
五 輪 二 丁 目 1 号 線	仙台市宮城野区五輪二丁目325番 2 同 313番 1
宮 城 野 二 丁 目 5 号 線	仙台市宮城野区宮城野二丁目301番 1 同 304番28
宮城野二丁目自転車歩行者専用道路 1 号線	仙台市宮城野区宮城野二丁目325番 1 同 311番 4
宮城野二丁目自転車歩行者専用道路 2 号線	仙台市宮城野区宮城野二丁目324番 1 同 324番 1

2 廃止するもの

路 線 名	起 終 点
五 輪 2 号 線	仙台市宮城野区五輪一丁目245番 3 同 252番22
五 輪 3 号 線	仙台市宮城野区五輪一丁目252番 2 同 252番19
五 輪 4 号 線	仙台市宮城野区五輪二丁目261番 4 同 313番 1
台 1 号 線	仙台市宮城野区五輪一丁目95番 7 同 10番11
台 2 号 線	仙台市宮城野区五輪一丁目191番11 同 252番 5
国 立 仙 台 病 院 南 線	仙台市宮城野区五輪二丁目101番 同 宮城野三丁目250番 9
宮 城 野 通 1 号 線	仙台市宮城野区五輪二丁目 1 番 1 同 宮城野二丁目101番 1
元 寺 小 路 福 室 (そ の 5) 線	仙台市宮城野区萩野町一丁目22番19 同 宮城野二丁目311番 6
元 寺 小 路 福 室 (そ の 6) 線	仙台市宮城野区宮城野二丁目311番 6 同 五輪一丁目66番 2
宮城野二丁目自転車歩行者専用道路線	仙台市宮城野区宮城野二丁目326番 1 同 311番44
宮 城 野 二 丁 目 3 号 線	仙台市宮城野区宮城野二丁目303番 4 同 327番 2
元 寺 小 路 福 室 (そ の 8) 線	仙台市宮城野区五輪一丁目307番 9 同 305番 1

第 146 号議案

人権擁護委員候補者の推薦に関する件

別紙の者を人権擁護委員候補者に推薦することにつき、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、意見を求める。

※上記別紙の者は、菅原純一